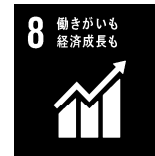


新型コロナウイルス感染症に伴う支援
熱海温泉使用料の減免期間を延長します



ターゲット 8.9

令和3年1月6日

郡山市財務部

公有資産マネジメント課

担当：門澤 康成

TEL：924—2051

SDGs ターゲット8.9 「持続可能な観光業を促進する」

新型コロナウイルス感染症に伴う支援措置として、観光客の減少による磐梯熱海温泉事業者への深刻な影響を踏まえ、既の実施中の温泉使用料の減免期間を延長します。

1 対象

郡山市熱海温泉事業条例第5条に規定する給湯の許可を受けている権利者であって現に給湯を受けるもの。

2 減免の割合 温泉使用料の2/3

3 減免の期間 令和3年1月分から6月分まで（6か月分）

※既減免期間（令和2年4月分から12月分までの9か月分）と合わせ、15か月分の減免実施となります。